

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【公表番号】特表2007-535277(P2007-535277A)

【公表日】平成19年11月29日(2007.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2007-046

【出願番号】特願2007-510738(P2007-510738)

【国際特許分類】

H 04 L 12/58 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/58 100 F

G 06 F 13/00 610 Q

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月28日(2008.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビジネスヒューリスティックスを用いて電子メッセージをフィルタリングする方法であつて、

電子メッセージの所定の受信者に対する、所望のあるいは所望でない指標となる特徴に基づいて、電子メッセージを検査し、

所定の受信者への電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を、前記検査に基づいて設定し、

前記電子メッセージが所望のビジネスに関連するかどうかを判定し、

前記電子メッセージが、前記所望のビジネスに関連すると判定された場合は、前記所定の受信者への前記電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を自動的に減少させることを含む方法。

【請求項2】

前記所定の受信者への電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を設定する工程が、前記検査に基づく電子メッセージにスパムスコアを割り当てる工程を含み、

前記電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を減少させる工程が、前記スパムスコアを調整する工程を含み、

さらに、全般的閾値に対する前記調整されたスパムスコアの比較に準じて、前記所定の受信者への前記電子メッセージを阻止あるいは配信する工程を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記電子メッセージの阻止あるいは配信は、前記調整されたスパムスコアが前記全般的閾値を超えないときは、前記所定の受信者への前記電子メッセージの配信を阻止することをさらに含む請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記所定の受信者への電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を設定する工程が、前記検査に基づく電子メッセージにスパムスコアを割り当てる工程を含み、

前記電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を減少させる工程が、全般的閾値を調整する工程を含み、

さらに、前記調整された全般的閾値に対する前記スパムスコアの比較に準じて、前記所定の受信者への前記電子メッセージを阻止あるいは配信する工程を含む請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記判定は、前記電子メッセージの送信元が前記所望のビジネスに関連するかどうかを判定することを含み、前記調整は、前記電子メッセージの前記送信元が、前記所望のビジネスに関連すると判定された場合は、前記所定の受信者への前記電子メッセージの配信を阻止する前記尤度を調整することをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を減少させる工程が、前記電子メッセージの前記送信元が、前記所望のビジネスに関連すると判定された場合には、前記メッセージの配信を実現するために、全般的閾値を減少させることをさらに含む請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記送信元は、前記電子メッセージの送信サーバのインターネットプロトコル（IP）アドレスを含む請求項5に記載の方法。

【請求項8】

前記送信元が前記所望のビジネスに関連するかどうかの判定は、
前記送信元の前記IPアドレスと前記所定の受信者のIPアドレスとを比較する工程、
前記所定の受信者に対する前記送信元IPアドレスによる以前の接続試行を比較する工程
、
前記送信元IPアドレスと前記所定の受信者との間での以前のメッセージトラフィックを比較する工程、

前記送信元IPアドレスと前記ビジネス界における他の所定の受信者との間での以前のメッセージトラフィックを比較する工程、
または前記送信元IPアドレスが、外部の認証プロセスを介して特定のビジネスに関連するように割り当てられているかどうかを判定する工程、
のうち、1つまたは複数の工程を含む請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記判定する工程は、前記所望のビジネスによって用いられる可能性が高い、前記電子メッセージ中のビジネスコンテンツの存在を判定することを含み、前記減少させる工程は、前記ビジネスコンテンツが前記電子メッセージ中に存在すると判定された場合は、前記所定の受信者への前記電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を減少させることをさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項10】

所定の受信者への電子メッセージの配信が阻止されるべき尤度を設定する工程は、前記検査に基づいて前記電子メッセージにスパムスコアを割り当てる工程を含み、
前記方法は、

前記ビジネスコンテンツの前記存在に基づいて全般的閾値を調整することによって、実効閾値を生成し、

前記スパムスコアが前記実効閾値を超えない場合は、前記所定の受信者への前記電子メッセージの配信を阻止することをさらに含む請求項9に記載の方法。

【請求項11】

前記ビジネスコンテンツの存在の前記判定を決定するためのビジネス閾値を設定することをさらに含む請求項9に記載の方法。

【請求項12】

前記ビジネス閾値の量に比例する量によって全般的閾値を調整することにより、実効閾値を生成することをさらに含む請求項11に記載の方法。

【請求項13】

前記ビジネス閾値の前記量は、前記所定の受信者に対して、フィルタリングする前記方法

の管理者が設定する請求項 1 1 に記載の方法。

【請求項 1 4】

少なくとも 1 つの基本閾値に対応する、前記電子メッセージ中の有害コンテンツの存在であって、前記実効閾値を生成する前に前記全般的閾値を調整する前記有害コンテンツの前記存在を判定することをさらに含む請求項 1 0 に記載の方法。

【請求項 1 5】

前記少なくとも 1 つの基本閾値の量は、前記電子メッセージの前記所定の受信者が設定する請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 6】

前記少なくとも 1 つの基本閾値は、性的に露骨なコンテンツ、一攫千金話のコンテンツ、特別提供話のコンテンツ、および人種差別的コンテンツからなる群から選択されるカテゴリに関連する電子メッセージのコンテンツベースの許容範囲である請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 7】

前記少なくとも 1 つの基本閾値の量に比例する量により、前記全般的閾値を調整することをさらに含む請求項 1 4 に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記全般的閾値は、前記電子メッセージの前記所定の受信者が設定する請求項 1 0 に記載の方法。

【請求項 1 9】

前記所望のビジネスは、法律職および金融職からなる群から選択される請求項 1 に記載の方法。

【請求項 2 0】

前記所定の受信者は、前記所望のビジネスに関連する請求項 1 に記載の方法。

【請求項 2 1】

請求項 1 ~ 2 0 に記載の方法を実行するためのコンピュータによって実行可能な一連の指示を含むコンピュータに読み取り可能な媒体。